

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市条例第 14 号

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年
浜田市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。